

資料 1

島根県内で就学中の学生に係る労働条件に関する実態調査 (対象: 大学生・短大生・高等専門学校生)

学生の皆さん、こんにちは。

こちらは、**厚生労働省島根労働局**です。

アンケートへの協力

をお願いします。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」

最近、世間では“ブラックバイト問題”などがクローズアップされています。

そこで今回、島根労働局では、島根県内で就学中の学生の皆さんに対して、労働条件面を中心としたアルバイトについての実態調査を行うこととしました。

こうしたアンケートは、島根労働局では初めてのものです。

今後の行政施策に活かさせていただきたく、お忙しいところ申し訳ありませんが、ぜひ、アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。

問 1 あなたはこれまでに（現在も含む）、アルバイトをしたことありますか。

ある ない

～～ 以下の設問は、上記で「ある」と回答いただいた方のみご記入ください ～～

問 2 アルバイト先を知るきっかけは何でしたか。（複数回答可）

- 生協での案内
- フリーペーパー（コンビニ等で無料配布されている冊子）
- 折り込み広告（求人チラシ等）やインターネット広告（求人アプリ含む）
- 先輩・友人・知人等からの紹介
- 店先や店主等からの直接の勧誘
- 公共職業安定所（ハローワーク）での求人募集
- その他 ()

問 3 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。複数経験している場合は、3つまで選択してください。

- 販 売 スーパー・マーケット コンビニエンスストア デパート アパレル
パン屋 洋菓子店 弁当屋 ガソリンスタンド 本屋
新聞配達 試食販売 その他販売 ()
- ホテル ホテル・旅館 結婚式場（ホテル内を含む）
- 飲 食 居酒屋 ファーストフード ファミリーレストラン カフェ
デリバリー店 寿司屋
上記以外のチェーンの飲食店 上記以外の個人経営の飲食店
その他飲食 ()
- 理美容 理容院・美容院 エステサロン ネイルサロン
その他理美容 ()
- 娯 楽 アミューズメント関係 パチンコ・スロット カラオケボックス
漫画喫茶（ネットカフェ） ビデオレンタル ゲームセンター
その他娯楽 ()
- 警備・倉庫 警備 倉庫
- 教 育 学習塾（個別指導） 学習塾（集団指導） 学習塾（個別+集団指導） 家庭教師 試験監督 その他教育 ()
- 通信・I T インターネット関連 電話（コールセンター含）
ソフトウェア開発 その他通信・I T ()
- 医療・介護・保育 医療機関 介護施設 保育
- 建 設 建築・土木 測量
その他建設 ()
- 製 造 食料品 自動車関連 その他製造 ()
- 配送・引越 配送 引越 郵便局
- イベント イベント会社
- 官公署 国の機関 自治体の機関 その他 ()
- その他 ()

問 4 問 3 で回答したアルバイトの仕事内容を教えてください。（複数回答可）

※問 3 の業種（左端）に対応しています。

- 販 売 販売 事務 レジ 配達 コールセンター バックヤード
ティッシュ・チラシ配り その他 ()
- ホテル 受付 清掃 配膳 調理 プランナー
その他 ()

飲 食 ホール 調理 レジ・注文 配達 ティッシュ・チラシ配り
 その他 ()

娛 樂 カウンター・ホール 調理 レジ ティッシュ・チラシ配り
 その他 ()

警備・倉庫 警備 交通整理 倉庫作業 事務
 その他 ()

教 育 講師 事務 その他 ()

通信・I T コールセンター 受付窓口 ソフトウェア開発・プログラム
 事務 その他 ()

医療・介護・保育 医療事務 その他事務 介護 保育 調理 清掃
 その他 ()

建 設 建設作業 事務 その他 ()

製 造 工場作業 倉庫作業 事務 その他 ()

配送・引越 受付 配達 引越作業 運転 事務 その他 ()

イベント 企画 イベントスタッフ イベント設営 その他 ()

官公署 事務補助 仕分け 配達
 その他 ()

問 5 最初にアルバイトを始めたのはいつですか。

- 高校在学時から
- 高校を卒業してすぐの3月
- 大学・短大等1年生の4月
- 大学・短大等1年生のゴールデンウイーク
- 大学・短大等1年生の5月（ゴールデンウイーク後）
- 大学・短大等1年生の6月から7月（夏休み前）
- 大学・短大等1年生の夏休み
- 大学・短大等1年生の9月から12月
- 大学・短大等1年生の1月から3月
- 大学・短大等2年生以降（具体的に）()

問 6 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

- 1 働く前に具体的な説明はなかった (求人情報のみを含む)
- 2 働く前に口頭で知らされた (労働条件が記載された書面はなかった)
- 3 働く前に会社から労働条件が記載された書面を見せられ、知らされた (書面は見せてもらえたが持ち帰ることはできなかった)
- 4 働く前に会社から労働条件が記載された書面を渡され、知らされた (書面を持ち帰ることができた)

問 7 (問 6 で□ 2～4 (働く前に労働条件を知らされた) と回答した方にお聞きします)

労働基準法では、使用者は労働契約の締結時に労働者に対し、以下の内容を書面で交付することとされていますが、あなたがアルバイトを始める前に具体的に明示された労働条件の内容は何ですか。

- 覚えていない
- 以下の項目①～⑪すべて明示された
- 以下の項目①～⑪の一部のみ明示された (明示された項目にチェックしてください)
 - ①契約期間
 - ②勤務場所・業務内容
 - ③始業（仕事を始める）時刻、終業（仕事が終わる）時刻
 - ④休憩時間
 - ⑤所定時間を超える労働（残業）の有無
 - ⑥勤務する日（例えば、毎週○曜日や週何日でシフト表によるなど）
 - ⑦年次有給休暇の日数（有無を含む）
 - ⑧賃金額（アルバイト代の単価）
 - ⑨賃金の締日及び支払日
 - ⑩賃金の支払方法（振込か現金払いなど）
 - ⑪退職に関する事項（自己都合退職の手続き、解雇事由等）

問8 普段、実際に働いている時間について、該当部分にチェックしてください。

(複数のアルバイトを同時に掛け持ちしている場合には合計を記載。休憩は除く。)

・勤務をする日とその日の労働時間

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
3時間未満	<input type="checkbox"/>						
3～6時間未満	<input type="checkbox"/>						
6～8時間未満	<input type="checkbox"/>						
8～10時間未満	<input type="checkbox"/>						
10時間超	<input type="checkbox"/>						

・深夜時間帯（22時から5時）の有無 有 無

問9 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。（複数

回答可）

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実際に働いた時間の管理がされていない（例えばタイムカードに打刻した後に働くかされたなど）
- 賃金が支払われなかった（全額 残業分 その他（ ））
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった
- 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった
- 賃金が所定支払日に支払われなかった
- 賃金から一方的に罰金を徴収された
- 賃金が一方的に引き下げられた
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった
- 契約更新があると言っていたが労働契約の更新がなかった
- 仕事中のけがの治療費を自己負担させられた
- 商品やサービスの買い取りを強要された
- 給与明細書がもらえなかった
- 暴力や嫌がらせを受けた
- 退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった
- 会社の都合で一方的に解雇された
- その他（ ）
- 労働条件上の不当な扱いはなかった

問 10 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。ある場合は、具体的に状況を記載してください。

- ない
 ある
()

問 11 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。(どうしますか。)

(複数回答可)

- 知人・友人に相談した
 学校や職場の先輩に相談した
 家族に相談した
 学校に相談した
 同僚に相談した
 専門の相談窓口に相談した
(労働基準監督署等 労働条件相談ほっとライン (※) 自治体
その他 ())

※ 厚生労働省の委託事業で行っている、平日夜間・休日に労働基準法などに関して無料で相談を受け付ける相談窓口

- インターネットで調べた
 自分で会社との話し合いの機会を持った
 そのアルバイトを辞めた
 何もしなかった
 その他 ()

問 12 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。(複数回答可)

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
 アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される
 アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある
 アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
 アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない

- 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない
- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に 30 日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の 30 日分以上）を払わなければならぬ
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない

問 13 法律で決められている労働条件に関して、学生にどのように周知すれば効果的だと思いますか。周知の方法として有用であると思うものを記載してください。

()

問 14 アルバイトの労働条件や学業との両立に関して意見があれば、記載してください。先輩から聞かれた話などでも結構です。

()

ご協力、ありがとうございました。



働く上でお困りのことがあれば、島根労働局・総合労働相談コーナーなどへご相談ください。

秘密厳守、相談は無料です！

- 島根労働局・総合労働相談コーナー：電話 0852(20)7009
- 松江労働基準監督署：電話 0852(31)1166

※いずれも、平日 8:30～17:15

平日夜間や休日は、労働条件等について専門家による無料の電話相談もお受けしています。

「労働条件相談ほっとライン」フリーダイヤル：0120-811-610